

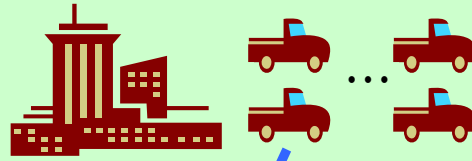
# 流入車対策の概要

従来法に規定されている対策地域(範囲については変更なし)

周辺地域

対策地域の周辺の地域であって、その区域内に使用の本拠の位置を有する自動車が増加している地域

周辺地域内に使用の本拠を有する自動車を使用する事業者



指定地区  
(都道府県知事が定める重点対策地区のうち、流入車対策を講じることが特に必要である地区を、環境大臣が指定)

流入車を対策地域内で運行する事業者

自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づく車種規制基準に適合した自動車を使用するように努める

荷主

計画的な貨物運送委託等を通じ、貨物の運送に係るNO<sub>x</sub>・PMの排出の抑制に努める

以下の、の両方の条件に該当する場合

周辺地域内に使用の本拠を有する自動車を一定台数以上保有  
の自動車を指定地区において一定回数以上反復継続して運行

流入車から排出されるNO<sub>x</sub>・PMの抑制措置の実施に係る計画提出・定期報告の義務を負う